

	質問	回答 2025.10.9以降
Q1	どのような場合に経済産業省から通知されるのですか。	輸出する貨物又は取引する技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがある、又は通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある（輸出令別表第3の地域を仕向地とする輸出等においては迂回懸念がある）と当省が判断した場合に文書にて通知されます。
Q2	通知を受けた場合は、輸出ができないのでしょうか。	通知を受けた方は、当該貨物を輸出又は技術を提供する場合には、経済産業大臣の許可を受けなければなりません。
Q3	申請をすれば、許可されるのでしょうか。	当該申請については経済産業省が「大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがある」又は「通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある」として判断しておりますので、許可されないことがあります。当該懸念が払拭されたときに限って許可されます。